

高崎市等広域消防局からのお知らせ

いつの間にか 消防法令違反に！？

こんなことで「重大違反」に！？

建物関係者
建築業者 の皆様へお願い

建物を増築・改装する場合や、建物の使用用途を変える場合、また、出入口や窓の数を減らしたり、新たにシャッターを設置する場合でも、施工方法によっては、消防法令違反になってしまうことがあります。

STOP!!

「いつの間にか違反」

事前に御相談をお願いします。

裏面を御確認ください。

多く見られる「いつの間にか違反」のケース

○複数の建物を、渡り廊下や下屋で接続した。

→全ての面積を合算し、1つの棟として扱われる場合があります。



○今まで開放していた部分に、新たにシャッターを設置した。

○出入口の鍵の種類や、窓ガラスの種類（網入り、厚さなど）を変えた。



消防法令でいう「開口部」が減ってしま
い、違反となる場合があります。

※対応できるシャッターもあります※

○屋上に、物置を作った。

○屋内に、人が乗って作業できる程の棚を設けた。

→建物の階数が増える場合があります。

○改装に伴い、内装の材質を変更した。

→必要とされる消防設備が変わる場合があります。

上記のような「いつの間にか違反」で、新たに消防設備の設置が必要となってしまった場合は、設置しなければ消防法令の「**重大違反**」となる場合があります。

建物関係者の方や建物を使用する方の安心・安全のため、事前に消防署に御相談をお願いします。